令和6年度 寝屋川市内部統制評価結果

令和7年9月

寝屋川市

1 はじめに

内部統制は、住民の福祉の増進を図るという組織目的が達成されるよう、当該目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとしてあらかじめ識別し、当該リスクへの対応策を講じることにより、事務の適正な執行を確保するものです。本市においては、限られた財源や人員の中で、これまで以上に適正な事務執

行を確保し、住民から信頼される行政の実現を図っていくため、令和4年7月 |日に「寝屋川市内部統制基本方針」を策定し、同日から寝屋川市版内部統制 を実施しています。

今般、令和6年度における内部統制の評価結果を取りまとめましたので、公表するものです。

2 評価方法

(I) 内部統制の対象事務

市長の権限に属する全ての事務とします。

- ※ 当市では、行政委員会及び公営企業についても、市長部局と一体的に内部統制を実施し、評価及び報告の対象としています。
- (2) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 評価基準日令和7年3月31日

(4) 評価方法

内部統制対象事務について、全庁的な内部統制の評価と業務レベルの内部 統制の評価を実施しました。

ア 全庁的な内部統制の評価

全庁的な内部統制の評価については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月(令和 6 年 3 月改定)総務省。以下「ガイドライン」といいます。)の「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目」を活用し、内部統制の基本的要素ごとに設けた評価項目について、条例、規則、マニュアル等の検証資料に基づき、内部統制評価部局(総務部総務課)による独自的評価(各

部局から独立した部署で評価)を行い、内部統制対象事務に係る不備の有無を把握することにより、内部統制が有効に整備又は運用されていたかを評価しました。

イ 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価については、各部局において、事前にリスクを想定した対応策を整備し、事務の適正な執行が確保されていたかの自己評価(中間評価・最終評価)を行いました。その上で、各部局の自己評価結果に基づき、内部統制対象事務に係る不備の有無を把握し、不備が発生した場合に是正及び改善が適切に実施されていたかなどの観点から、内部統制が有効に整備又は運用されていたかの評価を行いました。

(5) 有効性の評価

内部統制対象事務について、評価対象期間の最終日である評価基準日において、整備上の不備(内部統制が存在しないものの、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないものなど)又は評価対象期間において運用上の不備(整備された内部統制が適切に守られていないもの)が存在する場合に、内部統制は有効に整備又は運用されていないものと判断するものです。

3 評価結果

上記の評価方法に基づいて全庁的な内部統制の評価と業務レベルの内部統制の評価を実施し、内部統制の有効性について下記のとおり判断しました。

(I) 全庁的な内部統制の評価

国が定めるガイドラインにおいて示されている「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目」について、条例、規則、マニュアル等の整備・運用が適切に行われていることから、内部統制は有効に整備及び運用されていると判断しました。

基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	主な検証資料等
-------	----------------	------	---------

統制環境	I 長は、誠実 性と倫理観に 対する姿勢を 表明している か。	一 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、 誠実性と倫理観が重要であること を、自らの指示、行動及び態度で 示しているか。	・ 「寝屋川市内部統制基 本方針」の策定、周知
		I − 2 長は、自らが組織に求める 誠実性と倫理観を職員の行動及び 意思決定の指針となる具体的な行 動基準等として定め、職員及び外 部委託先、並びに、住民等の理解 を促進しているか。	 ・ 「寝屋川市内部統制基 中方針」の策定員所 ・ 「寝屋川市職員 ・ 「寝屋川市職員 ・ 「明市職員 ・ 「明市職員 ・ 「明市職員 ・ 「明市職員 ・ 「明市職員 ・ 「明本 ・ 「の ・ 「の ・ 「の ・ 「の ・ 「の ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で
		I - 3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	・ 「懲戒等処分の指針」 の策定 ・ 事案発生時等における 依命通達等の発出 ・ 「ハラスメント及び行 政内部管理上の危機事象 に関する防止対策指針」 の策定、運用
	2 統達た造お権確か長制成り、よ限立。 はのす、報びとし、目る組告適責でする組合のである。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	・本・本制市関体・例規道「務規掌限に、 条掌水び事る分権化制知制部川に、 条掌水び事る分権化基 基統川に、 条掌水び事る分権化基 基統川に、 条掌水び事る分権化 人 の の の の の の の の の の の の もの を を の を を の を を を を
		2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	 「寝屋川市内部統制基本方針」の策定、周知・「寝屋川市内部統制基・「寝屋川市内部統制基本方針」に基づく寝屋川市内部統制制度の推進に関する要綱」を制定し、体制を整備・「寝屋川市事務分掌条

			例」、「寝屋川市事務分掌 規則」、「寝屋川市上下水
			道局事務分掌規程」及び 「寝屋川市教育委員会事 務局の内部組織に関する 規則」等により組織の分 掌する事務を規定し、権 限と責任の所在を明確化
	3 長は、 は、目の は、目の はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	 「職員のあり方と人事の改革(人材育成、人事制度の基本方針)」の策定、周知 「研修に関する基本方針」の策定、運用 各種研修の実施
		3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	・ 全職員に対与して を職員を給与った ・ の結果をがあいい ・ の説にためが ・ のが、 ・ にしいの ・ にしいの ・ にしいの ・ にしいの ・ ので ・ ので
リスクの評価と対	4 部にのがにでいるがにでいる。 目ののがにでいるがにでいるがにを明めるがにでいるがにでいるがにのがにのがにのがにできる。 はい	4-1 組織は、個々の業務に係る リスクを識別し、評価と対応を行 うため、業務の目的及び業務に配 分することのできる人員等の資源 について検討を行い、明確に示し ているか。	・ 「寝屋川市職員定数条 例」の制定 ・ 「総人件費管理計画」 の策定、運用
応	し、リスク評 価と対応のプロセスを明確 にしている か。	4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	・ 「リスク管理シート」 フク管理生生 ククラック アスクラック アスス る アスス の の 第 東 アスス の の 第
	5 組織は、内 部統制のリス、 についる についを が も が も が も が も が が が が が が が が が が が	5-1 組織は、各部署において、 当該部署における内部統制に係る リスクの識別を網羅的に行ってい るか。	・ 「リスク管理シート」 及び「リスク発生状況シート」によるリスク管理 の実施 ・ 「寝屋川市版内部統制 制度運用指針」の策定、 運用

	すると に、基 に基 が が が が が な な な と と 、 で と 、 が に と 、 が に と 、 が た い に と が に た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	5-2 組織は、識別されたリスク	「寝屋川市内部統制制度内部統制手順書」の策定、運用「リスク管理シート」
		について、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したなものであるか否かを分類量のであるかを分類量のであるを質響度)ないないのでありを影響をしたなるのが、では、カールののでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールののでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールののでは、カールので	及び「リスク発生状況シースクリスクの実施・「寝屋川市版内部統制制度運用を運用を運用を受ける。」では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	・ 半期に1回、各所属に おいてリスク及び対応策 の見直しを行うことで、 常に適切な対応策を設定
	6 部にののお組る性討か組統係評プい織不にし。はのリとセ、生のいいに日ス対ス当じ可てる、目ス対ス当じ可てる	6-I 組織において、自らの地方 公共団体において、自らの地方 で大田体において過去にて問題に でではいてではいてではでいて検討し、ではででではでいて検討し、ではではではではでいる。 では、では、では、では、では、では、では、ででででは、では、では、では、では、で	・ 置、 関
統制活動	7 スびて対ておには評にさに部状点の応定策各るよりではいたいににがよるがたがないたいににのがない。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	・ リスク管理委員会の設置、運用 ・ 不適切な事務処理等に関するヒアリングの実施・ 定期監査指摘事項等に対する理事者ヒアリングの実施
	な内部では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	・ 組織機構・職員配置等 に関するヒアリングの実 施
	8 組織は、権 限と責任の明 確化、職務の 分離、適時か	8-1 組織は、内部統制の目的に 応じて、以下の事項を適切に行っ ているか。 (I) 権限と責任の明確化	· 「寝屋川市事務分掌条例」、「寝屋川市事務分掌規則」、「寝屋川市上下水道局事務分掌規程」及び

			F. F
	つ認果つ及 示施かな務前のがある のいびしし。 からいいる しんのいい のいいる のいいん のいいん のいいん のいいん かいん かいん かいん かいん かいん かいん かいん かいん かいん	(2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討	「寝屋の川屋、
		8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	・ 「リスク管理シート」 及び「リスク発生状況シート」によるリスク管理 の実施
情報と伝達	9 組織はは、内部に係るでは、目頼分のでは、日頼分のでは、できまれる。 おいま はい	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	・ 「寝屋に ・ 「寝屋寝扱規 ・ 則」、「書取扱規 で、書取規程育を ・ 関本を で、書の で、書の で、書の で、書の で、まの で、まの で、まの で、まの で、ないで、ないで、ないで、 で、ないで、 で、ないで、 で、のの で、で、かいにる で、で、かいにる で、で、かいにる で、で、まる で 、まる で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	iJAMP など、外部からの情報を取得することができるサービスを活用・パブリック・コメント手続の実施
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	・護例・ では、
	10 組織は、組 織内外の情報	10-1 組織は、作成された情報及 び外部から入手した情報が、それ	· 「寝屋川市文書取扱規則、「寝屋川市上下水道

	にのとの切針で、必署びのをでいまる達で手続にのとの切なとではないではない。	らを必要とする部署及び職員に適 時かつ適切に伝達されるような体 制を構築しているか。	局文書取扱規程」及び 「寝屋川市教育委員会文 書取扱規程」の制定、運 用 ・ 文書事務の手引の策 定、運用
	いるか。	10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外の情報提供ので調けして、かかる情報が適時かる。 適切に利用される体制を構築してもいる。 を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	・ 「寝屋外」 「寝屋別市」 「寝屋側市」 「ないまた。 「ないまた。 「ないないない。」 「ないない。」 「ないないない。」 「ないないない。」 「ないないないない。」 「ないないないないない。」 「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
モニタリング	1 部的しいかに二よ価る組織制素機こる日リ独行。 、基存しをめ的グ的て 、基存しをめががにこよ価のが能とた常ン立って のが能とた常いでいて の本在て確 モお評い	II-I 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	・ 所属では、 は、 は、 が、 とに、対 を が、 を が とにた が に の の で の の で で で で で で で で で で で で で で
		II-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	・ 定期監査や包括外部監 査の指摘事項等の措置状 況について監査委員に報 告
I C T ~ O	12 組織は、内 部統制の目 に係る ICT 環 境への対応を 検討するとと	12- 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	・ 「情報セキュリティ基本方針」の策定、運用
対応	t ICT い、 ICT い、 しては リロー は は は り は り は と と と り の は と に り の は と に り る 、 に い り る に り る に り た り る に り た り た り た り た り た り た り た り た り た う に り た う に り た う に り た り に り に り に り に り に り に り に り に り	I2-2 内部統制の目的のために、 当該組織における必要かつ十分な ICT の程度を検討した上で、適切 な利用を図っているか。	・ デジタル技術に係る予算の精査 ・ 「寝屋川市事務決裁規程」において、電子計算 ・ 「寝屋川市事務決裁規 程」において、電子計算 処理組織に関連するものについてはDX推進室へ の合議する旨を規定
	るか。	I2-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	・ 「情報セキュリティ対 策基準」の策定、運用
		I2-4 組織は、ICTの業務処理統	・「情報セキュリティ対

|--|

(2) 業務レベルの内部統制の評価

内部統制対象事務に係る「リスクの洗出し」「対応策」及び「自己評価」の不備の有無、不備が発生した場合における是正及び改善が適切に実施されていたかを確認したところ、一部の所属の「リスク管理シート」においては、発生し得るリスクを想定できておらず、現実に不適切な事務処理等が発生してしまった事案が存在したことから整備上の不備が把握され、また、把握しているリスクに対する対応策を整備しているにもかかわらず、不適切な事務処理等を発生させた事案が存在したことから運用上の不備が把握されたため、その限りにおいて内部統制の一部は有効に運用されていなかったと判断しました。

なお、評価期間中において、発生した主な不適切な事務処理等の内容、原 因及び改善策については以下のとおりです。

分類	内容	原因	改善策
財務(支出)	誤った金額による振込み	・ 支出命令書を作成する際、誤った金額(I 桁多い金額)で入力し、 決裁においても見落と していた。	・ 決裁において、確認した請求書の金額と入力金額に間違いがないを確認した上で統合型内部事務システムの付箋機能を活用し、確認した旨を記載するようにして、体制強化を行う。
【15件】	支行支書 出為出の (※) に で で が に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	・ 担当者が請求書を自 身で保管していたにも かかわらず、支出負書 行為書・支出命令書の 作成を失念していた。	・ 支払いの期限を確認するため、契約・発注一覧表を作成する。 ・ 請求書が提出された場合は、直ちに処理することとし、当該日中に処理できない場合は、請求書の保管場所を統一する等課の職員全員が確認できる体制を構築する。

財務(収入)	調定書の作成漏れ(※)	・ 担当者が納付書に出している。 ・ 調味を生まれている。 ・ 調定を出している。 ・ 調子を出した。 ・ は、	・ 課金に は、 入簿 に ず な に ず な に ず な に ず な に ず な に ず な に ず な に ず な な な に な な で な で で で で で で で で で で で で
財務 (財産管理)	代金後払いカードの紛失	・ カードの持出し等の 報告が、口頭で済まされていた。 ・ カードの持出しから 返却までの処理を会計 年度任用職員 I 人が行っていた。	・ 持ち出し・返却等の処理に ついて、記録を残すための台 帳を整備し、複数体制で台帳 への記入を徹底することとし た。
財務 (契約) 【3件】	業務委託の完新を表示のにおれている。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	・ 業務委託の指名競争 入札を行うため、配布 図書をメールで送信す る際の確認体制が構築 できていなかった。	・ 指名競争入札に係る配布図書をメールで送信する場合は、担当者がメールの下書きを保存し、担当係長がメール文・配布図書に誤りがないか確認をした上で送信することを徹底する。
財務 (その他)	議決い産の得い取得	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
【丨件】			図った。

1+ += ++	個人情報	・ 個人情報を含んだ文	・ 封入作業に当たっては、必
情報管理			
	の漏えい	書の封入作業の際に本	ず、複数人で対応することを
	(漏えい	来複数人で確認すべき	再度徹底する。
	のおそれ	ところを1人の職員で	
	を含む。)	対応したことにより、	
	に関する	本来と異なる者に送付	
	もの(※)	してしまった。	
【4件】			
	広報誌へ	・校正時において、担	・ 校正は記録であることの再
文書管理	の記載誤	当課の確認等が不十分	確認を所属で行うとともに、
	り(※)	であった。	記録に関係する所属への校正
			確認を必ず行い、進捗状況を
			随時確認する。
	専決権者	· 寝屋川市事務決裁規	・ 事務決裁確認ツールを必ず
	誤り(※)	程等の確認を怠った。	使用することとし、確認内容
			を起案時に添付することで、
			上席者を含め確認する体制を
			構築する。
【6件】			1月末りる。
	7 55 14 55	日加北北田山瓜土バ	W 24 10 以 28 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
その他	予算決算	・最終的な提出形式が	・ 総務担当課取りまとめの照
	常任委員	PDFデータであるに	会に対しては、照会課に最終
	常任委員 会(決算	PDFデータであるに もかかわらず、該当課	会に対しては、照会課に最終 的に提出する形式のデータに
	常任委員 会(決算 審査)に	PDFデータであるに もかかわらず、該当課 から総務担当課にエク	会に対しては、照会課に最終 的に提出する形式のデータに て総務担当課に提出するよう
	常任委員 会(決算	PDFデータであるに もかかわらず、該当課	会に対しては、照会課に最終 的に提出する形式のデータに
	常任委員 会(決算 審査)に	PDFデータであるに もかかわらず、該当課 から総務担当課にエク	会に対しては、照会課に最終 的に提出する形式のデータに て総務担当課に提出するよう
	常任(全審係 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	PDFデータであるに もかかわらず、該当課 から総務担当課にエク セルデータで提出があ り、PDF化を依頼す	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータに て総務担当課に提出するよう 部内で徹底する。 最終提出データを部内で共
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDFデータであるに もかかわらず、該当課 から総務担当課にエク セルデータで提出が り、PDF化を依頼 るべきであったが、そ	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常任(全審係 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	PDFデータであるに を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータに て総務担当課に提出するよう 部内で徹底する。 最終提出データを部内で共
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDFデータである。 アDFデータで、 ある当まの で、該当の をおりまれるでででです。 のままででででででです。 のままでででででです。 のままでででででです。 のままりました。、 提出が頼、 のままででででする。 のままりました。、 提出が、 に課りません。 に課りません。 にまりました。 にまりました。 にまりました。 にまりました。	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDFデータである。 で、まりででは、 で、まりでででで、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDFデカスでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDFののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのででで、 まりででは、 でのでは、 でのででででででででででででででででででででででででででで	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDF か終 アロック で、課 アロック で、課 アロで のの でいまり、 アロック で、 は な が で、 ま な で に ま り な で で で で で で で で で で で で で で で で で で	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDFののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのででで、 まりででは、 でのでは、 でのででででででででででででででででででででででででででで	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDF か終 アロック で、課 アロック で、課 アロで のの でいまり、 アロック で、 は な が で、 ま な で に ま り な で で で で で で で で で で で で で で で で で で	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PD F か	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PDFの総データでは、 アロリスの アロリスの アロリスでは、 アロリスでで、 で、課提をたた後ルータで で、課提をたた後ルー数でで で、課提をたた後ルー数でで で、課表をたた後ルー数でで で、まれきで で、まれきで で、まれきで で、まれきで で、まれきで で、まれきで で、まれきで で、まれきで で、まれきで でいるった。	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PD F か	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PD F か	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認
	常会審係請の 任(査る求提) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (資) (PD F か	会に対しては、照会課に最終的に提出する形式のデータにて総務担当課に提出するよう部内で徹底する。 ・最終提出データを部内で共有し、遺漏がないか再度確認

※: 令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)において、同様のリスクが発生した事案

7 不備の是正に関する事項

内部統制の評価手続により把握した業務レベルの内部統制における整備上の不備及び運用上の不備については、内部統制推進チームによる「不適切な事務の処理等に係るヒアリング」を行った上で、是正措置及び改善策が講じられています。なお、令和5年度に発生した不適切な事務処理等は、同所属で令和6年度において発生しておらず、適切に対応できています。

一方で、令和5年度に発生した不適切な事務処理等と同様の不適切な事務処

理等が他の所属で令和6年度においても発生している状況があることから、事 案、発生原因及び改善策を庁内で共有し、再発防止に努めてまいります。

加えて、定期監査や包括外部監査における指摘事項を全庁的なリスクとして 捉え、副市長による定期監査指摘事項等に対するヒアリングの実施や当該指摘 事項を活用した全庁点検を行い、同様のリスクが再度発生しないよう取り組ん でまいります。

8 その他

近年、定期監査において継続して指摘されている「専決権者誤り」「合議漏れ」を防止するための取組として、事務決裁確認ツールを作成し、全庁に共有しました。現在、歳出予算を執行するための起案を行う際には、当ツールを使用することとしており、必ず確認をするという仕組みを取り入れたことで、今後の「専決権者誤り」「合議漏れ」の防止に寄与するものと考えています。

引き続き、適正な事務執行を確保し、住民から信頼される行政の実現のため、様々な取組を検討してまいります。